

「宮城県屋外広告物条例及び宮城県屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」に対する意見提出手続き（パブリックコメント）の結果と、県民の皆様からお寄せ頂いた御意見に対する宮城県の考え方

平成29年6月15日

宮城県では「宮城県屋外広告物条例及び宮城県屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について平成29年4月24日から5月23日の間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集しました。この結果、貴重な1件の御意見を頂きました。

頂きました御意見に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

お寄せいただいた御意見と御意見に対する県の考え方

No	お寄せいただいた御意見	御意見に対する県の考え方
1	<p>1 屋外広告物の管理者設置義務について</p> <p>電柱広告は、後述のとおり大型の壁面広告や屋上広告などと異なり、看板面積が1㎡未満と小型であり、サイズ、形状、取り付け金具の規格が統一されていることと、取り付け対象も規格化された、極めてシンプルな施工となっている。</p> <p>保守運用面においても、社内規程に則り定期的に点検や取替を実施していること、更に電柱移設や電柱建替え時にその都度点検を行っており、高い安全性を確保している。</p> <p>また、袖広告と巻広告の構造がシンプルであるため、取付け状況が路上からの目視点検（隠れた部分がない）で異常の有無など安全確認できる。</p> <p>したがって、電柱広告については「1㎡未満の規格化された小型看板」として位置づけでいただき、一般看板とは別の規制内容として、電柱広告の管理者は、屋外広告の基本的知識があれば十分であり、（別表1）「管理者設置・安全点検の要否と管理者・点検者に求められる資格(案)」の「各自治体が開催する屋外広告講習会を修了した者」で当面の間ではなく、恒久的に「可」としていただきたい。</p>	<p>【電柱類広告の管理者及び安全点検実施者の資格について…意見1， 2-(2)-①】</p> <p>電柱類広告については、御意見にあるとおり、大きさや規格が統一化されており、管理及び安全点検が容易であること、また、電柱での作業には電気工事に係る知識が必要となること等から、電柱類広告に係る管理及び安全点検を行う者の資格として「各自治体が開催する屋外広告物講習会を修了した者」を恒久的なものとするとともに、電気工事士を追加するよう案を別表のとおり修正します。</p>

No	お寄せいただいた御意見	御意見に対する県の考え方
	<p>2 屋外広告物の安全点検義務について</p> <p>(1) 電柱広告について、以下の①～⑦の理由により（２）項の点検者の資格要件と点検実施報告内容のとおりとしていただきたい。</p> <p>① 電柱広告については大きさや形状、取付金具の規格・取付方法を統一されている。 また、取付金具等を含めて防食性能や必要な強度を有する資材を使用しており、看板面積も1㎡未満と小型看板である。</p> <p>② 取り付け対象も規格化された電柱に限定されていることから、極めてシンプルな施工となり、取り付け後の状態も極めて安定している。</p> <p>③ 構造はシンプルであり、袖看板において、巻付バンドで固定されており、ビル壁面にアンカーボルトで固定するものと比べ安全性に優れており、目視にて全て破損状況等の確認が可能である。</p> <p>④ 電柱広告は電柱に取り付けして掲出していることから、健全な設備の維持・管理と公衆保安の確保を目的として社内規程により定期的な巡視点検、自然災害発生時等の臨時点検の実施、5年または6年を経過した広告の計画的な取替を実施している。 また、毎年の契約更新時や電柱移設や電柱建替え工事に伴う移設・取替等の工事動機が多く、その都度点検を実施している。</p> <p>⑤ 広告主が変更になった場合は、新しい看板に取替えている。</p> <p>⑥ 上記により、健全な設備の維持・管理に努めており高い安全性を確保している。なお、これまで劣化による落下等の事故は発生していない。</p> <p>⑦ 電柱広告は掲出数も非常に多く、申請の都度点検実施することについては多大な労力・コスト増等が伴い著しい影響が出る。</p>	

No	お寄せいただいた御意見	御意見に対する県の考え方
	<p>(2)点検者の資格要件と点検実施報告内容について以下のとおりとしていただきたい。</p> <p>①点検者の資格要件</p> <p>電柱広告は、前述のとおり大型の壁面広告や屋上広告などと異なり、袖広告と巻広告の構造がシンプルであるため、取付け状況が路上からの目視点検（隠れた部分がない）で異常の有無など安全確認できる。</p> <p>したがって、電柱広告の点検は、屋外広告の基本的知識があれば十分であり、電柱広告については「1㎡未満の規格化された小型看板」として位置づけでいただき、一般看板とは別の規制内容として、電柱広告の点検者は、屋外広告の基本的知識があれば十分であり、(別表1)「管理者設置・安全点検の要否と管理者・点検者に求められる資格(案)」の「各自治体が開催する屋外広告講習会を修了した者」で当面の間ではなく、恒久的に「可」としていただきたい。</p> <p>また、点検実施の多くは外部委託をしており、電柱という電気設備での作業を伴うため、電氣的な知識が必要なことから第一種または第二種電気工事士の資格者を摘要範囲として拡大していただきたい。</p> <p>② 点検の実施報告内容</p> <p>(a) 電柱広告の点検項目については、できるだけシンプルなものにしていただきたい。</p> <p>例えば申請時に「社内規程に基づき点検したかどうか」のチェック項目があり、チェックや「○」を記入すれば良いという程度の報告であれば可能であると考え。しかしながら1つ1つの看板の写真添付の義務化や1看板1葉で複数の点検項目に対応することが必要となった場合には、多大な稼働増及びコスト増による著しい影響が出る。</p>	<p>【電柱類広告の安全点検実施項目について…意見2-(2)-②-(a)】</p> <p>安全点検の内容については改正条例施行の際にガイドラインを策定し、方法を示すこととしておりますが、電柱類広告は他の屋外広告物に比べて点検が容易であること、大量であること等の実態を踏まえた点検方法となるようガイドライン作成の参考とさせていただきます。</p>

No	お寄せいただいた御意見	御意見に対する県の考え方
	<p>(b) 点検の実施日については、各社は定期巡視、臨時巡視、定期取替並びに電柱移設や電柱建替え時にその都度点検している。更新許可申請時の都度の点検は不要として、事業者が実施した直近の点検日をもって「可」としていただきたい。</p> <p>3 広告物の表示又は掲出が禁止される地域における規制緩和について</p> <p>電柱広告は町名番地表示を行っていること、さらに「防犯や交通安全」などの啓蒙や注意喚起の広告や「世界遺産等の観光地案内」など地域社会に貢献した表示を積極的に導入しており、公衆の利便に供するものや地域に役立つ広告に努めている。</p> <p>また、電柱広告は電柱に取付け道路上に掲出している広告であることから、その電柱の特性を十分理解して、色彩や表示内容などを自主規制している。</p> <p>さらに、前述のとおり看板面積が1㎡未満と小型であり、規格と設置方法が統一されていることによる「景観への影響が少ないこと」や「安全性が十分確保されている」。</p> <p>したがって、電柱広告について広告物の掲出が禁止される地域における規制緩和に配慮願いたい。</p>	<p>【電柱類広告の安全点検の実施日について…意見2-(2)-②-(b)】</p> <p>計画的かつ確実に点検が実施されている場合において、大量の電柱類広告を許可更新時毎に点検を求めることは合理的でないことから、直近の点検日で可とするよう、案を修正します。</p> <p>【広告物の表示又は設置が禁止される地域における規制緩和について…意見3】</p> <p>今回の改正は、広告料収入を得て物件の維持管理に充当するデジタルサイネージ等を「公益上必要な施設又は物件で知事が指定するもの」として都市公園の区域内における規制の対象外とするものであり、電柱類広告は対象としていません。</p> <p>御意見につきましては今後の屋外広告行政の参考とさせていただきます。</p>

(別表) 管理者設置・安全点検の要否と管理者・点検者に求められる資格 (案)

対象となる屋外広告物	管理者及び安全点検の要否	管理者及び点検者に求められる資格
<ul style="list-style-type: none"> ・地上から上端までの高さが4 m超の屋外広告物 ・地上から上端までの高さが4 m以下でかつ許可期間が1年超の屋外広告物 	必 要	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・1級又は2級広告美術仕上げ技能士 ・職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの） ・職業訓練を修了した者（広告美術科に係るもの） ・1級又は2級建築士でかつ各自治体が開催する屋外広告物講習会を修了した者 ・屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として開催する広告物の点検に関する技能講習の修了者^{※1} ・各自治体が開催する屋外広告物講習会を修了した者（<u>電柱類広告の管理点検に限る</u>）^{※2} ・<u>第一種又は第二種電気工事士（電柱類広告の管理点検に限る）</u> ・その他知事が認める者
<ul style="list-style-type: none"> ・地上から上端までの高さが4 m以下でかつ許可期間が1年以内の屋外広告物 	必 要	<ul style="list-style-type: none"> ・資格要件なし
はり紙, はり札, 広告幕 立看板, 移動広告物, アドバルーン	不 要	—

※1 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が開催する屋外広告物点検技能講習の修了者を予定。

※2 安全点検に関する規定が周知されるまでの当面の間に限り、電柱類広告以外の広告物も安全点検を実施できるとするもの。

下線部分は修正案として追記した箇所となります。